

第3次みやぎ21健康プラン（中間案）に対する意見内容

No.	区分	ページ	関係分野	該当箇所	御意見等の内容	県の考え方 (回答)
1	団体	36-39	たばこ		<p>「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <p>(1) 喫煙者の寿命は、我が国でも、男性で8年、女性で10年寿命が短くなるというデータが発表されている。当然に、健康でいられる期間（健康寿命、平均自立期間）も短くなり、タバコの喫煙率が高い都道府県ほど、概ね平均寿命と健康寿命が短く、死亡率が高く、喫煙者は非喫煙者と比較して4.2年短くなるというデータが厚労省等から出されている。</p> <p>https://blogimg.goo.ne.jp/user_image/36/ec/b09a6b2f46ac22d74a49deb5379f863e.png</p> <p>(2) 都道府県別の平均寿命と健康寿命の昨年までのデータでは（いずれも喫煙率の低く、長年にわたりタバコ対策に取りくんできている府県の健康寿命が長い結果となっている）、平均寿命、女性1位は岡山88.29歳、男性は滋賀82.73歳 https://notobacco.jp/pslaw/nikkei221223.html。</p> <p>https://president.jp/articles/-/65242</p> <p>(3) タバコには、メンソールや香料など添加物が多く含まれ、肺深くまで吸わせ、依存性を強め、離脱を困難にしている。その実態を喫煙者は知らず、日本での添加物は無規制の現状がある（多くの国で規制が進みつつあるが）。喫煙者はニコチン依存にとどまらず、メンソールなどの添加物により、タバコにより囚われ、縛り付けられている。「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <p>参考：タバコ病による早死にを無くするための報道の紹介 https://notobacco.jp/pslaw/tobaccoby.html</p> <p>(4) 喫煙者にその危険性の周知啓発をお願いします。そして、我が国でも「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を貴県からも国へ要請いただきたい。</p> <p>参考：タバコ添加物の規制法と監督機関の創設 https://notobacco.jp/pslaw/mentholkisei2310.pdf</p> <p>(5) とりわけ喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい（大阪市のようなアプリ活用も含め）。治療薬のチャンピックスが現在入荷待ちとなっていますが、来年春以降には入荷の可能性があるので、準備を進めていただき、「禁煙治療の受診者数の数値目標を都道府県や市町村などで設けては」どうでしょうか。</p> <p>参考：禁煙治療費助成の自治体 https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html</p>	<p>御意見を踏まえ、引き続き、喫煙による健康影響に関する知識の啓発、禁煙希望者に対する禁煙支援などの取組を推進して参ります。</p> <p>なお、本県では、公的医療保険による禁煙治療の制度周知等により禁煙を望む方への支援を行っているところであり、御提案のありました助成制度につきましては、今後の課題とさせていただきます。</p> <p>また、「禁煙治療の受診者数」は数値目標によらず、また、個人の御事情に応じた様々な禁煙支援について情報提供が行えるよう努めてまいります。</p>

No.	区分	ページ	関係分野	該当箇所	御意見等の内容	県の考え方 (回答)
2	団体	36-39	たばこ		<p>「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <p>(1) 内閣府の直近の調査でも、83.3%の人(喫煙者を含む)が受動喫煙の迷惑・有害性に怒っている。(以下の問3)</p> <p>https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf</p> <p>(2) 健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、屋外の公共的施設や、歩道(路上)、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。(さいたま市や相模原市、横浜市など多くの市が公園禁煙化の施策を進めている)</p> <p>(3) 子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。兵庫県条例のように。</p> <p>【兵庫県受動喫煙防止条例】</p> <p>第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。</p> <p>・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け</p> <p>第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。</p> <p>第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。</p> <p>(4) 家族や、職場、公共の場などの受動喫煙で、病気になり、早死にした人は数知れない。(厚労省のデータでも少なくとも年間15,000人が受動喫煙で亡くなっている)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf 「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <p>(5) 2024年の5/31世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップ(公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関などを含め)による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発を日本医師会や各地の医師会、府県レベルでは福島県・山形県・宮城県・京都府・熊本県などとも連携し、日本禁煙学会でも広く呼びかけているところです。</p> <p>http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26 御地でもご協力・連携をお願いします。</p>	<p>県では「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、受動喫煙防止対策を推進しております。今後も、本ガイドラインの周知等を通じて「受動喫煙ゼロ」を目指してまいります。</p> <p>また、イエローグリーンキャンペーンについては、関係団体と連携しながら実施に向けた検討を進めてまいります。</p>

No.	区分	ページ	関係分野	該当箇所	御意見等の内容	県の考え方 (回答)
3	個人	36	たばこ	〔施策の方向〕 (1) 多様な主体による喫煙の健康影響に関する普及啓発	FCTCガイドラインに沿った施策をお願いします。各種イベントやキャンペーンにタバコ産業を参加させないことが重要です。 例えば環境課は美化活動などでタバコ産業の「ひろえば街が好きになる運動」等と癒着しやすく、県・総務課はタバコ産業の人間（佐々木治道）をみやぎ親善大使に任命し、問題点を指摘しても改善しようとしません。 未だに喫煙している人達に理由を聞くと、「国が許可しているものだから」「社会貢献もしている良い企業が、そんな悪い商品を守るはずがない」と言います。縦割りではなく、他の県の部署を連携が必要です。	施策の展開にあたっては、様々な主体や部局と連携しながら適切に取り組んでまいります。
4	個人	36	たばこ	〔目指す健康みやぎの姿〕【社会の姿】 健康増進法を順守し、望まない受動喫煙が生じない環境づくりの実現	JTはバカボンパパを使って「望まない受動喫煙防止のために喫煙所を造ろう」キャンペーンを盛んに行い、行政までも洗脳されつつあります。健康増進法は喫煙者も含む国民の健康を目的としたものです。喫煙所（ニコチン摂取場所）は健康増進法の目的に背く施設です。決して造ってはいけません。そもそも知識が無ければ受動喫煙を「望まない」こともできませんので、望むか望まないかではなく、喫煙者を減らして受動喫煙を発生させないことが肝要です。受動喫煙が生じない環境づくりとは、喫煙させない環境づくりです。禁煙場所を増やし、場合によっては過料を設けるなどの施策が必要です。	受動喫煙対策については、健康増進法に基づく望まない受動喫煙の防止のため、制度の周知に取り組んでいるほか、自主的かつ積極的に対策を講じている施設を受動喫煙防止宣言施設として登録し、公表しております。このような取組を着実に推進していくことにより、受動喫煙防止対策が適切に図られる環境づくりに取り組んでまいります。
5	個人	36	たばこ	〔現状・優先すべき課題〕 喫煙の健康影響に関する知識の普及は改善がみられず、意識向上のための取組が必要です。	タバコ産業に負けずに「喫煙の健康影響に関する知識」の意見広告を出す。予算的に難しければACジャパンに協力を頼む。（ただしACジャパンのメンバーにはJTもいます）。世界禁煙デーだけでなく、県の施設にでかいポスターを掲示する、広報課Facebook、メルマガみやぎ等で常に取り上げる、町内会に印刷物の回覧させる等も県民の意識を向上させるのに有効だと思います。 県の方向性はとても正しく、立派だと思います。あとは、知っている人は知っているが、知らない人は全然知らない、という状況をどう変えていくか、が問題です。 「タバコは国が認めた嗜好品」と信じて疑わない人の意識をどうやって変えていくか。 病気になってからでは遅いので、攻めの対策が必要です。因みにタバコは嗜好品ではなく嗜癖品です。広辞苑等の辞書も改訂を機に、嗜好品の項目からタバコを削除しています。 そうした細かなことの広報も、喫煙者の常識を変える切っ掛けになると思います。期待しています。	ポスターの掲示、SNSを活用した広報、各種イベントやキャンペーンなどを通じて、効果的な啓発が行えるよう努めてまいります。

No.	区分	ページ	関係分野	該当箇所	御意見等の内容	県の考え方 (回答)
6	個人	37	たばこ	〔施策の方向〕 (2) 望まない受動喫煙が生じない環境づくり	たばこについてです。 望まない受動喫煙が生じない環境づくりについてですが、分煙を進めるべきです。 私の周辺でも喫煙所が無くなり、肩身の狭い思いをしております。 たばこの値段も上がり、多額のたばこ税を支払っている身として、喫煙者も非喫煙者も両方の立場に立って分煙を推奨してほしいです。	県では、健康増進法に定める受動喫煙防止対策の周知等により、望まない受動喫煙が生じないための施設の環境整備を推進しております。今後も分煙対策については、法の周知と遵守により推進されるよう取り組んでまいります。
7	個人	37	たばこ	〔施策の方向〕 (3) 禁煙支援に係る情報発信	禁煙支援に係る情報発信について意見します。 本文に喫煙者が禁煙を意識する機会が持てるように…と記載ありますが、私は喫煙者で今後もタバコをやめる意向もありませんが、私のような喫煙者に対しても禁煙啓発を実施されるのでしょうか？	禁煙を希望している方のみならず、現在喫煙をしている方も、禁煙を意識したタイミングで活用できるよう、効果的な情報発信に努めてまいります。
8	個人	39	たばこ	目標値	厚生労働省が出している目標値と同等で安心しました たばこを嗜むものとして、これ以上たばこについて他人からとやかく言われなくなかったのです！	御意見として承知いたしました。
9	個人	36-39	たばこ		禁煙希望者が増加した場合、地方たばこ税が減収してしまうと思いますが、他のどの税金を上げるのでしょうか。	本プランは、本県の総合的な健康づくりの指針として策定するものであり、税収入の将来的な見通し等については、本プランで取り扱うものではありません。
10	個人	36-39	たばこ		新聞社が使う辞書にカタカナ表記するよう記されているそうですが、タバコは本来カタカナ表記すべきものです。	国の「健康日本21」の表記を参考に、たばこと表記いたします。